

岐南町スポーツ・文化活動激励金交付基準

1. 目的

この事務取扱は、アマチュア体育・文化活動（学校体育を含む）として実施される国際大会、全国的な大会等（以下「大会等」という。）に出場する個人及び団体に対し、激励金を支給することについて必要な事項を定め、下記のとおり取り扱うものとする。

2. 対象となる大会等

激励金の交付は、東海大会（スポーツ激励金の場合は県予選を勝ち抜いたものに限る。以下同じ。）、全国大会又は世界大会、アジア大会に出場する個人、監督、コーチ、団体に対し、次の各号に該当する者又は団体の申請に基づき交付する。

【スポーツ激励金の場合】

- (1) 岐南町内に住所を有する当該大会が認める選手であること。ただし、国民体育大会、アジア大会、オリンピックへの参加については、町外に住所を有している者であっても岐南町出身で県代表、日本代表として出場する場合は交付する。
- (2) 県大会、東海大会、全国大会と勝ち進んでいったもの。
- (3) 日本スポーツ協会に加盟する各種団体（下部組織も含む。）が主催するもの。
- (4) その他、特に町長が必要と認めた者又はチーム。

【文化活動激励金の場合】

- (1) 岐南町内に住所を有する者（この号において「対象町民」という。）又は町内に活動拠点を有し、対象町民が主体となって活動する団体。
- (2) 公的機関又は公的な団体等が主催する全国規模の大会等に出場（出展を含む。以下同じ。）するもの。
- (3) その他、特に町長が必要と認めた者又は団体。

3. 適用除外

前項に該当する大会であっても、次に掲げるものは対象としない。

- (1) 実業団を対象とした大会
- (2) 自由参加による大会
- (3) 全国スポレク祭、福祉系大会における種目は対象としない。（ただし、県予選会の行われるものはこの限りではない。）
- (4) 事業所内で組織された団体
- (5) 嘉利を目的として活動する団体又は個人

4. 交付金額

(1) 激励金の額は、次の表のとおりとする。

	東海大会	全国大会 国民体育大会	アジア大会 世界大会	オリンピック
個人・団体 1人あたり	3,000円	5,000円	20,000円	30,000円

(2) 同一大会において、個人競技に出場する選手が団体競技にも出場する場合は、個人競技分のみを激励金の交付対象とする。

5. 交付申請期間

交付申請期間は、大会開催後2か月以内までとする。

6. 交付手続

激励金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 岐南町スポーツ・文化活動激励金交付申請書（様式1号）
- (2) 大会要項、組み合わせ等大会日程（団体の場合は個人の氏名が確認できるメンバー表等も添付する）
- (3) 予選大会要項、予選結果（スポーツ激励金の場合）

7. 報告義務

激励金の支給を受けた者は、大会等終了後、速やかに次に掲げる書類を添えて大会等の結果を報告しなければならない。

- (1) 大会等結果報告書（様式2号）
- (2) 大会等の結果一覧表
- (3) 全国大会以上の大会で3位以上の成績を収めた場合は、広報掲載用の写真（掲載は任意）

8. 激励金の返還

激励金の交付を受けた場合であっても、次に該当した場合は、支給額の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 支給の申し出に虚偽又は不正があったとき
- (2) 大会等の中止又は出場できなくなったとき

9. この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この基準は、平成17年12月12日確定 平成18年4月1日から適用する

附則 この基準は、平成23年12月1日から適用する。

附則 この基準は、令和3年4月1日から適用する。

附則 この基準は、令和5年4月1日から適用する。